

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令案に関する
御意見募集の結果について

令和5年10月24日
厚生労働省医政局看護課

標記について、令和5年9月6日から令和5年10月5日まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	都道府県の事務負担の軽減は大変結構なことであり、試験を受験しようとする者が「都道府県の公報」を見ることなど最早ありえないことから、差し支えない改正と考えるが、本案による改正前の告示を「都道府県の公報」により行うこととした趣旨は何なのだろうか。どんな時代遅れの法令であっても、制定した当初には相応の理屈があったはずであり、制定の趣旨を勘案した上での改正を希望する。	ご意見ありがとうございます。准看護師試験は都道府県知事が実施することとされており、その実施については各都道府県が発行する公報により告示する規定を設けていたところ、インターネット等の普及により必ずしも都道府県公報での告示とする必要がなくなったため改正を行うものです。